

## 契約変更の時の提出書類について

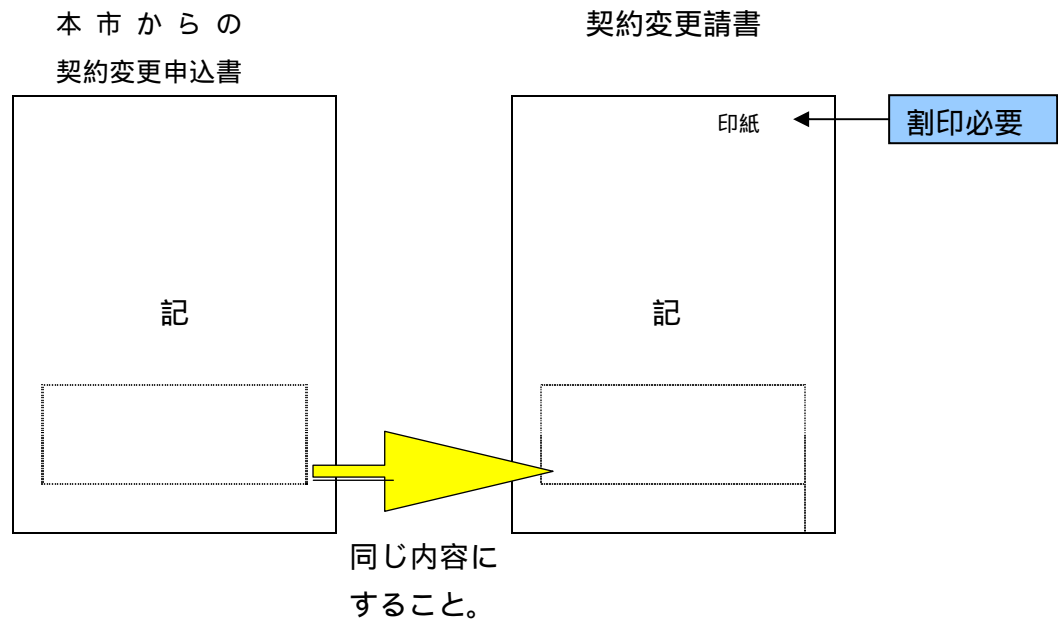
本市から契約変更申込の通知があったときには、次の要領で書類を提出してください。

- 1 契約変更請書 .....1部（リサイクル法対象工事に係る変更を除く）  
（金額の変更のみのとき、工期の変更のみのとき、金額と工期が変わるとき、いずれの場合も）7日以内に提出してください。

契約変更請書の作成にあたっての注意

- ・ 印紙の貼付をお願いします。
- ・ 請書の印紙は、金額の記載のないもの（工期のみの変更など）や減額の場合は200円ですが、それ以外は増額金額に応じた額のものをご貼付ください。
- ・ 請書の「記」以下は本市からの通知の記載内容と同文にしてください。

記載例



- 2 工事工程表（変更用） .....1部

請書に添えて7日以内に提出してください。

工程表の作成にあたっての注意

- ・ 旧工程は「黒」で、新工程は「赤」で書き分けること。
- ・ 工期に変更があり、かつ前払金を受けている場合は、前払金保証事業会社に本市からの通知文の写しを提出してください（前払金の保証期限の延長をするためです）。